



草加市監査委員告示第3号

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和6年度定例監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、草加市長（令和7年5月22日付け【総合政策部】、令和7年4月18日付け【市民生活部、建設部】）から通知があったため、同条第14項及び草加市監査基準第18条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月28日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 斉 藤 雄 二

監査の結果に関する報告（令和7年3月25日 草監第617号）

1 対象

総合政策部（公共建築課、資産活用課、情報推進課）

2 監査結果及び措置状況

	指摘事項	措置状況
1	決裁区分について 決裁区分について、草加市事務決裁規則の規定と相違しているものが見受けられました。 決裁区分は、その内容や金額により管理監督職の職層ごとに決裁権限が与えられ、市長に代わって決裁を行う重要なものであることから、草加市事務決裁規則を十分理解し、適正かつ正確な事務処理を行ってください。	今回の指摘事項の内容や発生原因・再発防止策について、課内職員に回覧等で周知したとともに、再発防止に向けて、草加市事務決裁規則に基づく決裁区分について、起案時における起案者の確認は勿論のこと、決裁ルート各承認者による確認を徹底し、適正かつ正確な事務処理を執行しているところ です。
2	起案文書における特命理由の記載について 一業者選定契約の起案文書において、特命とする理由が不明瞭なものが見受けられました。 特命契約は随意契約の特例的な措置として、特定の業者でなければ契約の履行が確保できない場合に限り認められるものですので、決裁行為は慎重に行ってください。	ご指摘いただいた土地鑑定評価業務委託における一業者選定契約（特命）の理由の記載につきましては、随意契約の理由として、埼玉県において基本鑑定報酬額が定められていることに加え、過去の実績等を考慮し選定したなどと記載しておりました。これまでも、業者の選定に当たっては、当課における過去の実績のほか、本市における他事業での実績も考慮するとともに、公示価格調査や県基準地価調査などの国・県による実績も考慮する中で、案件ごとに特命の相手方の能力・専門性・地域精通性・人的信頼性等を総合的に勘案し選定しておりましたが、これらの説明が記載されていないことから、ご指摘いただいたものと認識しております。 今後におきましては、上記のとおり、一業者選定契約（特命）の理由を詳細に記載し、透明性及び公平性の確保を図ってまいります。

3	日付の整合性について 契約行為に係る事務手続において、見積書の提出期限を超過したもので契約締結をしていると誤解されかねないものが見受けられました。 日付の整合性を確保することは、適正な手順を経て事務手続を行ったことを示す重要な根拠となりますので、時系列に照らし合わせ、不整合のないよう正確に事務処理を行ってください。	契約事務の適正化のための「チェックポイント」及び起案者・承認者それぞれが注意すべき事項を示す「チェック表」を作成し、所属全体で共有しました。
---	--	---

監査の結果に関する報告（令和 7 年 3 月 2 5 日 草監第 6 1 7 号）

1 対象

市民生活部（廃棄物資源課）

2 監査結果及び措置状況

指摘事項	措置状況
決裁区分について 決裁区分について、草加市事務決裁規則の規定と相違しているものが見受けられました。 決裁区分は、その内容や金額により管理監督職の職層ごとに決裁権限が与えられ、市長に代わって決裁を行う重要なものであることから、草加市事務決裁規則を十分理解し、適正かつ正確な事務処理を行ってください。	この度の決裁区分についての指摘を受け、予算額を問わず、起案時には都度草加市事務決裁規則、事務手続の進め方を確認することを、当該案件の内容と併せて課内及び係内会議において直ちに周知を行いました。 また、7 年度より当課へ異動した職員に対しても同様の周知を行いました。 年度当初の契約事務をはじめ、今後は適切な事務の執行に努めてまいります。

監査の結果に関する報告（令和7年3月25日 草監第617号）

1 対象

建設部（河川課、道路整備課、維持補修課）

2 監査結果及び措置状況

指摘事項	措置状況
契約行為に係る事務手続について 契約行為に係る事務手続において、見積書提出日が判別できないもの、見積書提出期限を超過した見積書で契約締結等をしているものが見受けられました。 市が行う契約行為は、競争性及び透明性等を確保することが大原則であり、契約に係る法令等を遵守することはもとより、市民への説明責任を果たすため、適正かつ正確な事務処理を行ってください。	定例監査講評後すぐに、今回の指摘事項の内容、発生原因や再発防止策を建設部内各課において全員で共有を図り、契約事務の適切な執行方法を再確認しました。 見積書等の提出時においては、担当課での確認はもとより、見積書等を依頼した業者に対しても提出日の厳守などについて調整を行ってまいります。 また、新年度の人事異動に対応するため、今回の内容を含め、事務手続で誤りが起きやすい事項に関して、部内職員全員が参加する研修を行い、改めて周知することで適切な事務執行を徹底してまいります。